

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

職場意識改善助成金
より改称予定

時間外労働等改善助成金のご案内

～ 生産性向上を図り労働時間短縮をお考えの中小企業様へ ～

厚生労働省は平成30年度より、これまでの職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）を大幅に拡充し、残業時間の削減に加えて休日数を増やした中小企業に対して助成を行う方針です。勤務間インターバル導入コースや職場意識改善コースも拡充の予定です。

対象事業主

- ①時間外労働が月80時間（休日労働を含む）・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月（単月に複数名が行った場合を含む）行った労働者がいた中小事業主
- ②時間外労働が月80時間（休日労働を含む）・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月（単月に複数名が行った場合を含む）行った労働者がいた中小事業主

助成額

費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

- ①平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円

※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合 ⇒ 上限額100万円

月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合 ⇒ 上限額50万円

- ②平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒ 上限100万円

- ③①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算

⇒4週当たり4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円

※上限額の合計は200万円まで

助成対象

就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、
外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、
労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、
人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

詳細はこちらで [時間外労働等改善助成金](#) で検索

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000188417.pdf（厚生労働省）